

## 第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 競 技 会 場 地 市 町 村 選 定 基 準

第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会（以 下 「国 ス ポ」 と い う。） 及 び 第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会（以 下 「全 障 ス ポ」 と い う。） に お け る 競 技 会 場 地 市 町 村 は、「第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 競 技 会 場 地 市 町 村 選 定 基 本 方 針」 に 基 づ き、次 に よ り 選 定 す る。

### 1 選 定 の 対 象

こ の 基 準 に よ り 選 定 を 行 う の は、国 ス ポ の 正 式 競 技 及 び 特 別 競 技 並 び に 全 障 ス ポ の 個 人 競 技 及 び 団 体 競 技 の 競 技 会 場 地 市 町 村 と す る。

な お、国 ス ポ の 公 開 競 技、デ モ ン ス ト レ ー シ ョ ン ス ポ ー ツ 及 び 冬 季 大 会 の 競 技 並 び に 全 障 ス ポ の オ ー プ ン 競 技 に つ い て は、別 途 選 定 す る。

### 2 選 定 の 基 準

こ の 基 準 に よ り、総 合 的 な 判 断、評 価 の も と に 選 定 す る。

- (1) 市 町 村 の 開 催 希 望 と 競 技 団 体 の 意 向 が 原 則 と し て 合 致 し て い る こ と。
- (2) 全 障 ス ポ の 競 技 会 場 は、原 則 と し て、国 ス ポ で 使 用 す る 会 場 と す る こ と。
- (3) 同 一 競 技 を 複 数 の 市 町 村 に 分 け て 実 施 す る 場 合 は、大 会 運 営 に 支 障 を きた さ ない よ う に す る こ と。
- (4) 特 定 の 市 町 村 や 施 設 に 競 技 が 集 中 し ず ぎ ない よ う、地 域 の バ ラ ン ス に 配 慮 す る こ と。
- (5) 会 場 は、原 則 と し て 「国 民 ス ポ ー ツ 大 会 開 催 基 準 要 項（公 益 財 団 法 人 日 本 ス ポ ー ツ 協 会）」 で 定 め る 施 設 基 準 を 満 た し、ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン に も 配 慮 さ れ た 既 存 施 設 を 活 用 す る こ と。
- (6) 付 帯 施 設（観 客 席、駐 車 場、練 習 会 場 等） の 整 備、地 域 住 民 の ボ ラ ン テ ィ ア と し て の 参 画 な ど、大 会 運 営 に 必 要 な 環 境 や 体 制 が 十 分 整 え ら れ る こ と。
- (7) 選 手 ・ 役 員 の 輸 送 及 び 交 通 手 段 並 び に 宿 舎 を 確 保 で き る こ と。
- (8) 両 大 会 開 催 後 の ス ポ ー ツ 振 興 に 積 極 的 に 取 り 組 む 意 欲 が あ る こ と。

### 3 選 定 の 手 続 き

総 務 企 画 専 門 委 員 会 に お い て 調 査 ・ 審 議 を 行 い、常 任 委 員 会 に お い て 決 定 す る。